## とってごちそうです。 人間が出す生ごみは、 引き寄せない ために

ヒグマ

ヒグマって

どんな動物?

発に歩き回る。

体重は雄で150~400キ で60~120キロ程度。

極力人間を避けて、やぶの中 などに隠れて行動することが 多い。早朝や夕方に比較的活

聴力に優れ、音に敏感で、 覚も非常に発達している。

で走ることができる。

人の足

逃げるものを追い掛ける

クマの前足

クマの足跡

生物多様性保全課HPより)

(北海道環境生活部環境局

クマの後足

習性があり、時速50キ口程度

ヒグマのふんや足跡、臭いなど

ら、速やかにその場を離れる

異変を感じたら直ちに引き返す

エゾシカなどの死骸を見つけた

ヒグマの生態や、野山で出会ったり、 八千代・拓成・岩内方面に多く生息 引き寄せたりしないための方法、

立ち入る人も多く、ヒグマとの接 問い合わせ」農村振興課 秋は、 キノコ採りなどで野山に 餌を求めて繰り返し人里に現れる

度、その味を覚えたヒグマは

触が多くなるシーズンです。

ヒグマの情報を確認しましょう。 市ホームページ、注意看板などで いう心構えを持ち、新聞やテレビ 野山はヒグマの生息域であると

# ヒグマと 出会わないために

近づかないために、 を付けましょう。 て行動しますが、 ヒグマは本来、 私たちの方から 次のことに気

極力人間を避け

# 出会ってしまったら それでも

日の出、日没時などの薄 暗い時間帯は野山に立ち

ヒグマと遭遇したときに、

単独ではなく複数で行動する

鈴やラジオなど音の出るものの

携行、大声で話すなど、

人間の

存在をヒグマに知らせる

引き起こす原因になります。 ようになり、人間との接触事故を ※ 土中に埋めてもいけません ポイント 山林などに、においの強い食べ 庭先の果物を収穫せずに、 弁当や飲み物などの食べ残しや、 容器は必ず持ち帰る ・収穫後の農作物や、家庭 から出た生ごみを野外に 放置しない 放置

といわれています。 しまったら次のような行動が有効 わないことですが、もし出会って に身を守る方法はありません。 番大事なことはヒグマと出会

(ポイン 冷静な状況判断のために まずは「落ち着く」

戦没者などの遺族に対して、

を上げて姿を大きく見せ、ヒグ 逃げたり、石をぶつけたりして マの目を見ながらゆっくりと後 至近距離の場合、ゆっくり両腕 ヒグマを刺激しない ・大声を上げたり、走って

# 特に注意が必要な地域

してください。 が多く、岩内町の林道ではヒグマ 林内へ立ち入る際は、 戸蔦別川での釣りや、 のふんも多数確認されています。 ヒグマの生息が確認されています 八千代町や拓成町では目撃情報 八千代・拓成・岩内方面では、 十分に注意 防風林・森

の平和と繁栄の礎となった戦没者

「特別弔慰金」

は、

今にからの

日

本

第一に考え、 自分の身の安全を確保することを 万が一、ヒグマを見掛けた際には 行動してください

ヒグマの出没が確認されました。

また、昨年12月には市街地でも



第11回特別弔慰金のご案内

改めて弔慰の意を表し、特別弔慰金を支

給します。

問い合わせ) 地域福祉課 (市庁舎3階、

弔慰金支給法」に基づく、 者等の遺族に対する特別弔慰金(第 11回特別弔慰金)」の請求の受け 「戦没者等の遺族に対する特別

付けを今年度より行っています。

特別弔慰金の趣旨

戦没者などの遺族に対して支給す るものです。 として改めて弔慰の意を表すため、 などの尊い犠牲に思いを致し、 請求手続きを行ってください。 支給対象者は、

受け取ることができなくなるので 求期間を過ぎると、特別弔慰金を 下図を参考に、

1 国 あ

で 国次

場 合は

1年以上かかる場合国債が届くまでには ります。

# 債を受け取る 第、地域福祉 のようにある。 地域福祉課窓口でからお知らせが届き

き

書類 を地 域 福 祉 課に

提 必出 要

域福 を受け取る

類地

祉課窓口 で 請 求書

合かせ、地 類などについて確認 、 来庁日、 地域福祉課 課 必に要問

書い

# 請求手続きの流れ

# 特別弔慰金の支給対象者や支給内容など

### 支給対象者

(令和元年6月

岩内町にて撮影

令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や 傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」)による遺族年金」 どを受ける戦没者などの妻や父母などがいない場合に、次の順番に よる先順位の遺族1人に支給されます。

- 令和2年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を取 得した人
- 2 戦没者の子
- 戦没者などの ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 1~3以外の戦没者などの三親等内の親族(おい、めいなど) ※世帯状況などによって異なるので、詳細は問い合わせください。

### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債(年間5万円)

### 請求期間

令和5年3月31日まで

### 請求窓口

地域福祉課

## 必要なもの

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
- ·第11回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
- 窓口で交付 ・戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- ・請求者の戸籍抄本など(令和2年4月1日以降のもの)
- 印鑑
- ※過去の請求状況などによって必要な書類が異なるので、詳細は問 い合わせください。